

医政発 0401 第 51 号
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について

「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令」(平成 17 年厚生労働省令第 103 号) の施行については、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(令和 3 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 75 号) により通知し、歯学若しくは医学を履修する過程を置く大学に付属する病院(歯科医業を行わないものを除く。以下「大学病院」という。)と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例については、「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」(令和 3 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 87 号) によりお示ししてきたところ、今般の、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」(令和 8 年厚生労働省令第 65 号) の公布及び「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(令和 8 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 47 号厚生労働省医政局長通知) の通知を踏まえ、今後は下記のとおりとするので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。

各国公私立医科大学(医学部)附属病院長及び歯科大学(歯学部)附属病院長に対しては、別途「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」(令和 8 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 55 号。以下「依頼通知」という。)により、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしている。また、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

なお、従前の「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」(令和 3 年 3 月 31 日付け医政発第 0331 第 87 号) については、令和 8 年 4 月 1 日付けで廃止する。

記

第1 用語の定義

本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（令和8年4月1日付け医政発0401第47号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）によること。

1 「単独型相当大学病院」

大学病院のうち、単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいうものであること。

2 「管理型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。

3 「協力型（Ⅰ）相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して3月以上の臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）をいうものであること。

4 「協力型（Ⅱ）相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して5日以上30日以内の臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）をいうものであること。

第2 大学病院のみで単独又は共同して臨床研修を行う大学病院からの情報提供

大学病院のみで単独又は共同して臨床研修を行う大学病院の管理者に対し、依頼通知により、当該病院において行われている臨床研修に関して厚生労働省へ情報提供するようお願いしていること。

大学病院からの臨床研修の開始、研修プログラムの追加又は変更の情報提供には当該病院に関する大学病院概況表（様式1-1，様式1-2，様式1-3，様式1-4）を、大学病院からの依頼通知に定める事項に関する変更の情報提供にはその旨の大学病院等変更届出書（様式2）を、大学病院からの研修プログラムの廃止の情報提供には当該研修プログラムに関する大学病院研修プログラム廃止届出書（様式3）を、大学病院からの年次の情報提供には当該病院に関する大学病院年次報告書（様式4）を用いるようお願いしていること。

第3 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の指定の申請

1 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の申請

（1）協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（施行通知の様式1-2）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修施設の指定を受

けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

(2) 臨床研修施設申請書(新規申請)(施行通知の様式1-2)には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ 共同して臨床研修を行うこととなる協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院に関する大学病院概況表(様式1-3, 1-4)

ウ 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表(施行通知の様式2)

(3) 協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院に関する大学病院概況表(様式1-3, 1-4)を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしていること。

(4) 協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次に掲げる書類を一括して、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

ア 当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書(新規申請)(施行通知の様式1-2)及び添付書類

イ 協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所が、新たに協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設の指定を受けようとする場合は当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書(新規申請)(施行通知の様式1-3, 1-4)、当該病院又は診療所が既にそれぞれの区分の臨床研修施設として指定を受けている場合には当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書(施行通知の様式4-3)

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設の指定の申請

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書(新規申請)(施行通知の様式1-3, 1-4)を、管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。なお、既に協力型(I)臨床研修施設又は協力型(II)臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

(2) 臨床研修施設申請書(新規申請)(施行通知の様式1-3, 1-4)には、次に掲げ

る書類を添付しなければならないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ 共同して臨床研修を行うこととなる管理型相当大学病院に関する大学病院概況表（様式1-2）

ウ 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行うおうとする場合にあつては、協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院概況表（様式1-3，1-4）

エ 研修協力施設と共同して臨床研修を行うおうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（施行通知の様式2）

（3）管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院に関する大学病院概況表（様式1-2）を作成するようお願いしていること。

（4）協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院に関する大学病院概況表（様式1-3，1-4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしていること。

（5）管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（施行通知の様式1-3，1-4）及び添付書類を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の（2）に掲げる添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の指定の基準

1 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の指定の基準

協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に対する施行通知第2の5（2）の臨床研修施設の指定の基準の適用については、当該大学病院を協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院と見なすこと。

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定の基準

管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に対する施行通知第2の5（3）及び5（4）の臨床研修施設の指定の基準の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設の指定を受けようとする病院と見なすこと。また、この場合において、併せて協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と

共同して臨床研修を行おうとするときは、当該協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院を協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院と見なすこと。

第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の変更の届出

1 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の変更の届出

（Ⅰ）協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項（コに掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）をもって、また、コに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院等変更届出書（様式2）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。ただし、エからカ、ク、ケ、コの（エ）から（キ）及びサに掲げる事項に係る変更については、施行通知の5に定める指定の基準に適合しなくなった場合を除き、施行通知第2の14に定める年次報告の際に臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）又は大学病院等変更届出書（様式2）を併せて届け出ることができる。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称及び所在地

エ 診療科名

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 研修管理委員会の構成員

キ プログラム責任者

ク 指導歯科医の氏名

ケ 研修歯科医の処遇に関する事項

コ 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に係る次に掲げる事項

（ア）開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

（イ）管理者の氏名

（ウ）名称及び所在地

（エ）診療科名

（オ）病床の種別ごとの病床数

（カ）指導歯科医の氏名

（キ）研修歯科医の処遇に関する事項

サ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項

（ア）開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

（イ）管理者の氏名

- (ウ) 名称及び所在地
- (エ) 研修歯科医の処遇に関する事項
- (オ) 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野
- (カ) 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項
 - ① 診療科名
 - ② 病床の種別ごとの病床数

(2) 協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、（1）コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書（様式2）を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしていること。

(3) 管理型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）を当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

(4) 共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設から臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）の提出を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院から大学病院等変更届出書（様式2）の提出を受けた管理型臨床研修施設の開設者は、速やかに当該臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）又は当該大学病院等変更届出書（様式2）を当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の変更の届出

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項（クからコに掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修施設等変更届出書（施行通知の様式3）をもって、また、クからコまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院等変更届出書（様式2）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。ただし、ク又はコに掲げる事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病院の管理者が提出した大学病院等変更届出書（様式2）が当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、ケに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者が提出した大学病院等変更届出書（様式2）が管理型相当大学病院の管理者を経由して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。

さらに、協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設においては、

次に掲げるアからキまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談すること。ただし、エからキ、クの(エ)から(カ)、(ク)及び(ケ)、ケの(エ)から(キ)並びにコに掲げる事項に係る変更については、施行通知の5に定める指定の基準に適合しなくなった場合を除き、施行通知第2の13に定める年次報告の際に臨床研修施設等変更届出書(施行通知の様式3)又は大学病院等変更届出書(様式2)を併せて届け出ることができる。

ア 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

イ 管理者の氏名

ウ 名称及び所在地

エ 診療科名

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 指導歯科医の氏名

キ 研修歯科医の処遇に関する事項

ク 管理型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称及び所在地

(エ) 診療科名

(オ) 病床の種別ごとの病床数

(カ) 研修管理委員会の構成員

(キ) プログラム責任者

(ク) 指導歯科医の氏名

(ケ) 研修歯科医の処遇に関する事項

ケ 協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称及び所在地

(エ) 診療科名

(オ) 病床の種別ごとの病床数

(カ) 指導歯科医の氏名

(キ) 研修歯科医の処遇に関する事項

コ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称及び所在地

- (エ) 研修歯科医の処遇に関する事項
- (オ) 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野
- (カ) 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項
 - ① 診療科名
 - ② 病床の種別ごとの病床数
- (2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ク又はコに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書(様式2)を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしていること。
- (3) 協力型(Ⅰ)相当大学病院及び協力型(Ⅱ)相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ケに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院等変更届出書(様式2)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型(Ⅰ)相当大学病院及び協力型(Ⅱ)相当大学病院においては、(1)ケに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。
- (4) 共同して臨床研修を行う協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設から臨床研修施設等変更届出書(施行通知の様式3)の提出を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型(Ⅰ)相当大学病院又は協力型(Ⅱ)相当大学病院から大学病院等変更届出書(様式2)の提出を受けた管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該臨床研修施設等変更届出書(施行通知の様式3)又は当該大学病院等変更届出書(様式2)を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしていること。

第6 研修プログラム

(1) 単独方式

単独型相当大学病院が行う研修プログラムをいう。

(2) 臨床研修施設群方式

管理型相当大学病院が、協力型(Ⅰ)臨床研修施設・協力型(Ⅰ)相当大学病院または協力型(Ⅱ)臨床研修施設・協力型(Ⅱ)相当大学病院と連携して行う研修プログラムをいう。

(3) 広域連携型プログラム

広域連携型プログラムは、臨床研修施設群方式の研修プログラムのうち、異なる地域における地域歯科医療を経験する観点から、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の大学病院(以下「Aグループ」という。)が、それ以外の道府県の大学病院または臨床研修施設(以下「Bグループ」という。)とそれぞれ管理型相当大学病院又は協力型(Ⅰ)相当大学病院として連携し、3月以上の研修を行う研修プログラムをいう。

なお、Aグループのうち、協力型(Ⅰ)として研修プログラムを行う場合及びBグル

ープのうち、当該施設の研修プログラム（大学病院については管理型相当大学病院または単独型相当大学病院、臨床研修施設については管理型臨床研修施設または単独型臨床研修施設として実施するものに限る）の募集定員の合計が 10 人以上の場合は、当該プログラムの対象に含まない。

第7 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出

1 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出

（1）協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書（施行通知の様式4-2）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

ア 追加又は変更に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム）

イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）

ウ 研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、共同して臨床研修を行うこととなる協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院概況表（様式1-3，1-4）

エ 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（施行通知の様式2）

（2）協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを追加する場合又は研修プログラムを変更する場合で臨床研修施設群の構成の変更を伴う場合には、（1）に加え、次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

ア 当該臨床研修施設群において、協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を追加する場合、新たに協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（施行通知の様式1-3，1-4）、当該病院又は診療所が既にそれぞれの区分の臨床研修施設として指定を受けている場合には当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書（施行通知の様式4-3）

イ 当該臨床研修施設群から、協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設を削除する場合で、それに伴い臨床研修施設群として参加する当該協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設がすべての参加プログラムから外れ、それぞれの区分の臨床研修施設としての指定の取消しを伴う場合には、

指定の取消しを受けようとする臨床研修施設は施行通知第2の16(3)の手続に従い、臨床研修施設指定取消申請書(施行通知の様式5)

ウ 当該臨床研修施設群において、新たに協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院を追加する場合、当該大学病院に関する大学病院概況表(様式1-3, 1-4)

(3) 協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合は、共同して臨床研修を行うこととなる協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院に関する大学病院概況表(様式1-3, 1-4)を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしていること。

(4) 協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書(施行通知の様式4-2)及び添付書類を当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設の研修プログラムの追加又は変更の届出

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書(施行通知の様式4-3)を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

ア 追加又は変更に係る研修プログラム(研修プログラムの変更の場合にあつては、変更前及び変更後の研修プログラム)

イ 研修プログラムの変更の場合にあつては、変更する箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。)

ウ 管理型相当大学病院に関する研修プログラムの追加又は変更の旨の大学病院概況表(様式1-2)

エ 研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、共同して臨床研修を行うこととなる協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院に関する大学病院概況表(様式1-3, 1-4)

オ 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表(施行通知の様式2)

(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該病院に関する大学病院概況表(様式1-2)

を作成するようお願いしていること。

(3) 協力型 (I) 相当大学病院及び協力型 (II) 相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、研修プログラムを追加する場合又は変更する場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院に関する大学病院概況表 (様式 1-3, 1-4) を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしていること。

(4) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) に加え、次に掲げる書類を一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型 (I) 臨床研修施設及び協力型 (II) 臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1 部を残して他を省略しても差し支えないこと。

ア 当該臨床研修施設群において、協力型 (I) 臨床研修施設又は協力型 (II) 臨床研修施設を追加する場合、新たに協力型 (I) 臨床研修施設又は協力型 (II) 臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書 (新規申請) (施行通知の様式 1-3, 1-4)、当該病院又は診療所が既にそれぞれの区分の臨床研修施設として指定を受けている場合には当該病院又は診療所に関する研修プログラム追加・変更届出書 (施行通知の様式 4-3)

イ 当該臨床研修施設群から、協力型 (I) 臨床研修施設又は協力型 (II) 臨床研修施設を削除する場合で、それに伴い臨床研修施設群として参加する当該協力型 (I) 臨床研修施設又は協力型 (II) 臨床研修施設がすべての参加プログラムから外れ、それぞれの区分の臨床研修施設としての指定の取消しを伴う場合には、指定の取消しを受けようとする臨床研修施設は施行通知第 2 の 16 (3) の手続に従い、臨床研修施設指定取消申請書 (施行通知の様式 5)

ウ 当該臨床研修施設群において、新たに協力型 (I) 相当大学病院又は協力型 (II) 相当大学病院を追加する場合、当該大学病院に関する大学病院概況表 (様式 1-3, 1-4)

3 現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設は、当該研修歯科医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修歯科医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更・廃止をしてはならないこと。

4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められること。この場合において、臨床研修施設の開設者は、速やかに、1 又は 2 の届出を行わなければならないこと。また、臨床研修施設と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに、1 又は 2 の情報提供を行うようお願いしていること。

第 8 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の研修プログラムの廃止の届出

1 協力型 (I) 相当大学病院又は協力型 (II) 相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の研修プログラムの廃止の届出

(1) 協力型 (I) 相当大学病院又は協力型 (II) 相当大学病院と共同して臨床研修を行

う管理型臨床研修施設の開設者は、研修プログラムを廃止する場合には、当該研修プログラムを廃止しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、研修プログラム廃止届出書（施行通知の様式6）及び次に掲げる書類を、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。ウに掲げる書類については、管理型臨床研修施設の開設者が、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設の臨床研修施設指定取消申請書（施行通知の様式5）を一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

ア 廃止しようとする研修プログラム

イ 研修プログラムの廃止に伴い、管理型臨床研修施設としての指定の取消しを申請する場合には、臨床研修施設指定取消申請書（施行通知の様式5）

ウ 研修プログラムの廃止に伴い、臨床研修施設群として参加する協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設がすべての参加プログラムから外れ、それぞれの区分の臨床研修施設としての指定の取消しを申請する場合には、当該施設の臨床研修施設指定取消申請書（施行通知の様式5）

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の研修プログラムの廃止の届出

（1）管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の開設者は、研修プログラムが廃止される場合には、当該研修プログラムを廃止されようとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、イに掲げる書類について、管理型相当大学病院の管理者が提出した大学病院研修プログラム廃止届出書（様式3）が当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課の到達したときは、協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の開設者が届け出たものとみなすこと。なお、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設においては、次に掲げる事項が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談すること。

ア 廃止しようとする研修プログラム

イ 管理型相当大学病院による当該研修プログラムに関する大学病院研修プログラム廃止届出書（様式3）

ウ 研修プログラムの廃止に伴い、臨床研修施設群として参加する協力型（Ⅰ）臨床研修施設又は協力型（Ⅱ）臨床研修施設がすべての参加プログラムから外れ、それぞれの区分の臨床研修施設としての指定の取消しを申請する場合には、当該施設の臨床研修施設指定取消申請書（施行通知の様式5）

（2）管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院に関する大

学病院研修プログラム廃止届出書（様式3）を作成するようお願いしていること。

- (3) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する（1）に掲げる書類を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第9 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の年次報告

1 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の年次報告

- (1) 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書（施行通知の様式7）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院年次報告書（様式4）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設に関する年次報告書（施行通知の様式7）を添付すること。

- (2) 協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院に関する大学病院年次報告書（様式4）を作成し、管理型臨床研修施設の開設者に提出するようお願いしていること。

- (3) 協力型（Ⅰ）相当大学病院又は協力型（Ⅱ）相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する年次報告書（施行通知の様式7）及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設に関する年次報告書（施行通知の様式7）とを一括して、当該管理型臨床研修施設の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の年次報告

- (1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院又は診療所に関する年次報告書（施行通知の様式7）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム並びに管理型相当大学病院、協力型（Ⅰ）相当大学病院及び協力型（Ⅱ）相当大学病院に関する大学病院年次報告書（様式4）を添えて、管理型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、研修協力施設に関する年次報告書

- (施行通知の様式7)を添付すること。
- (2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院に関する大学病院年次報告書(様式4)を作成するようお願いしていること。
 - (3) 協力型(I)相当大学病院及び協力型(II)相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院に関する大学病院年次報告書(様式4)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に提出するようお願いしていること。
 - (4) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行う協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設に関する年次報告書(施行通知の様式7)及び添付書類を取りまとめ、一括して、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第10 臨床研修施設に対する厚生労働大臣の報告の徴収等

- (1) 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修施設の開設者又は管理者に対して報告を求めることができる。
- (2) 厚生労働大臣は、研修プログラム、指導体制、施設、設備、研修歯科医の処遇その他の臨床研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、臨床研修施設の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができること。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修施設又はその指定を受けようとする病院若しくは診療所が省令第6条第1項から第3項までに規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、臨床研修施設の開設者若しくは管理者又はその指定の申請者に対し、当該者の同意を得て実地に調査することができる。
- (4) 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型(I)臨床研修施設及び協力型(II)臨床研修施設に関する(1)の報告の徴収又は(2)の必要な指示をすることができる。

第11 文部科学省との連携

管理型相当大学病院、協力型(I)相当大学病院又は協力型(II)相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの追加又は変更の届出、研修プログラムの廃止の届出若しくは年次報告並びに大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局歯科保健課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。